

つがる市環境美化条例

(目的)

第1条 この条例は、まちの環境美化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、市、市民等及び事業者の責務を明らかにすることにより、相互の協力の下に環境美化活動を推進し、もって清潔で健全な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 公共の場所 道路、河川、公園、広場その他の公共の場所で不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りができる場所をいう。
- (4) 空き缶等のごみ 空き缶、空きびん、紙くず、たばこの吸い殻等をいう。
- (5) 空き缶等回収容器 空き缶等のごみを回収する容器をいう。
- (6) 関係行政機関 本市の区域を管轄する警察署、国道及び県道の管理事務所その他の関係行政機関をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化に関する具体的な諸施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、施策の推進に当たっては、市民等及び事業者の意識の啓発を図るとともに、市民等及び事業者の自主的な環境美化活動に対する支援に努めるものとする。
- 3 市は、環境美化を推進するため、市内の児童、生徒等に対して、環境教育を実施するものとする。
- 4 市は、施策の推進に当たっては、関係行政機関と協力し、密接な連携を図るよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、地域の環境美化のために、自主的に活動するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。
- 3 市民等は飼養し、又は管理する犬が排せつしたふんを公共の場所又は他人の土地に放置してはならない。
- 4 市民等は、市内においてごみ箱、ごみ捨て場その他の所定の容器又は場所以外の場所に空き缶等のごみを捨ててはならない。
- 5 市民等は、公共の場所において、歩行中に喫煙しないよう努めるとともに、たばこの吸殻入れが設置されていない場所で喫煙するときは、携帯用吸い殻入れに収納するように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、自己の土地、建物その他工作物及びこれらの周辺を清潔にする等、環境美化の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。
 - 3 事業者は、従業員等その事業活動に従事する者に対し、前項の責務を周知し、意識の啓発に努めなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

- 第6条 公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔で健全な生活環境を保持するため、空き缶等のごみが散乱しないように適正に管理しなければならない。
- 2 市は、必要に応じ、公共の場所の管理者に対し、清掃等の適切な維持管理を要請するものとする。

(土地占有者等の責務)

- 第7条 土地を占有又は管理する者は、その占有又は管理する場所の清掃を行うよう努め、空き缶等のごみが捨てられないよう適切に管理しなければいけない。

(自動販売機の設置者の責務)

- 第8条 飲料又は食料の自動販売機を設置し、又は管理する者は空き缶等回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(指導及び勧告)

- 第9条 市長は、第4条第3項又は同条第4項の規定の違反により、公共の場所の環境美化を著しく害していると認められるものに対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

(公 表)

第10条 市長は、前条の指導又は勧告を受けたものが正当な理由なくその指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

(環境美化重点地域)

第11条 市長は、空き缶等のごみの散乱を防止し、環境の美化を特に推進する必要があると認める地域を、環境美化重点地域として指定することができる。

2 市長は、環境美化重点地域において、環境美化の推進に関する施策を重点的に実施するものとする。

(環境美化推進員)

第12条 市長は、環境美化の推進を図るために環境美化推進員を選任することができる。

2 環境美化推進員は、市が行う施策への協力その他地域の環境美化のための活動を行うものとする。

(委 任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。